

熊本都市計画用途地域(案)・特別用途地区(案) 住民説明会

益城町都市計画マスタープラン(令和2年3月策定) などの上位計画の策定・変更と益城台地土地区画整理 事業の進捗に伴い、熊本都市計画用途地域※1の全体見 直しを行います。併せて、用途地域の変更に伴い熊本 都市計画特別用途地区※2を変更します。

- ※1 用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠 としての土地利用を定めるもので、13種類ありま す。地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、用 途地域を設定することにより、それぞれの目的に応 じ建築可能な建物の種類を決めることができます。
- ※2 特別用途地区とは、地区の特性にふさわしい土地利 用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図 るために指定するものです。市町村が地域の特性に 応じて、用途地域による用途制限の強化や緩和を定 めることができます。

広く住民の皆さんの意見を取り入れるため、住 民説明会を開催します。

説明会について

日時 9月21日(木)、22日(金) 午後7時~ 24日(日) 午前10時~

場所 益城町役場 2-4・5・6 会議室

内容・熊本都市計画用途地域の変更(案)に関す る説明

- ・熊本都市計画特別用途地区の変更(案)に 関する説明
- 質疑応答

問 都市計画課 都市計画係 ☎ 286 - 3340

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそ の他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を 支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給対象者

老齢基礎年金受給者

次の全てを満たす人

- •65 歳以上
- 世帯全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

障害/遺族基礎年金受給者

前年の所得額が約472万円以下の人

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電 話や案内にご注意ください!

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成 や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手 数料などの金銭を求めることはありません。

請求について

すでに年金を受給している人

対象となる人には、9月初旬から順次、日本年 金機構(年金事務所)からお知らせを送付します。

同封のはがきが「年金生活者支援給付金請求書」 となっていますので、必要事項を記入し提出して ください。令和6年1月4日(木)までに手続きを 終えると、令和5年10月分までさかのぼって受 給できます。

これから年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをして ください。

年金生活者支援給付金の請求で不明な点は、 「給付金請求ダイヤル」(☎0570-05-4092) ∟ に問い合わせてください。

間 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

熊本東年金事務所

2 367 - 2503